2003-1-①



平成15年（2003年）1月10日（金曜日）

# 教育基本法見直し 公共心は必要

## 教育振興基本計画

## 就学時期の弾力化に反対56%

### 管理職は具体性求めず

### 政策目標が自主性縛る恐れ

教育振興基本計画について中間報告は、どの程度、踏み込んだ内容とするかなどは、まだ示していない。その中でも、就学時期の弾力化に対しては、検討を不要とする意見が回答者総数の五六・一％と過半数に達した。

同計画全体の性格付けについて本アンケートでは、「大綱的なものにとどめる」「大綱的なものにとどめるが、財政の在り方など外的条件整備に関する事項は具体的に」「より具体的な政策目標を盛り込む」「その他」の選択肢から選んでもらった。

その結果、回答者総数のうち、「大綱的」が二六・八％、「外的条件整備」が三五・〇％、「より具体的な政策目標」が二〇・三％という割合になった＝グラフ④参照。

「より具体的な政策目標」を選んだ割合は、県教育長が高く、管理職は低かった。

【グラフ④】教育振興基本計画の性格

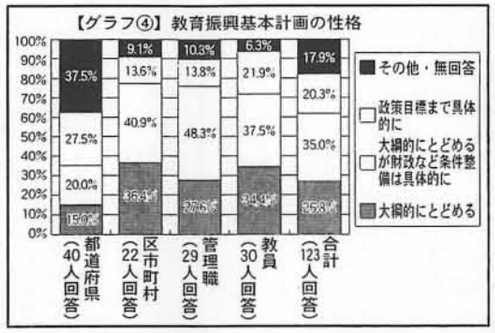


それぞれの選択肢を選んだ理由を見ると、「大綱的」では、「具体的なものは情勢によって変化することもある。柔軟性を持たせるべき」（小学校長）「外的条件整備」では、「具体的な政策目標を盛り込みすぎると、地方公共団体の自主性や独自性を縛ることにもつながりかねない」（政令市教育長）「より具体的な政策目標」では、「学校現場や保護者に分かりやすいものとすること が必要」（中学校教諭）などが目立った。

中間報告は、「具体的な政策目標の例」として、いじめと校内暴力を五年間で半減させることなどを掲げた。このような細かい目標を掲げることの是非では、賛成派が三〇・九％、反対派が三六・六％を占めた＝グラフ⑤参照。

県教育長は、賛成とする意見が多かった。ただ、賛成派でも、「地方の自主性を尊重する必要がある」とする意見を二人が寄せた。

一方、具体的な政策目標の設定に反対の区市町村教育長の一人は中間報告が示した具体例について、「各校の実践目標として掲げる言葉である」と断じた。

また、反対と回答した小学校長は、「いじめ等の問題は、具体的な教値目標を掲げて解決するものではない」と述べた。

中間報告は、教育振興基本計画策定に当たり、就学時期の弾力化を検討する必要があると提言。この提言には、五六・一％が反対だった＝グラフ⑥参照。

一方、「個々の子どもの状況に応じて早く（または遅く）入学できるようにする」には七・三％の支持があり、「一律に就学時期を早く（または遅く）する」には四・一％の支持があった。

就学時期を見直すべきとする意見では、県教育長の一人が「就学時期を一律に二年早くする」ことを求めた。区市町村教育長では、「五歳で入学する6・4・3制に」「四歳で入学する7・5制に」などがある。

教育振興基本計画策定で文部科学省が熱望しているのは、政府による教育への財政支出（教育投資）目標を示すことだ。

【グラフ⑤】中間報告が掲げた政策目標の例

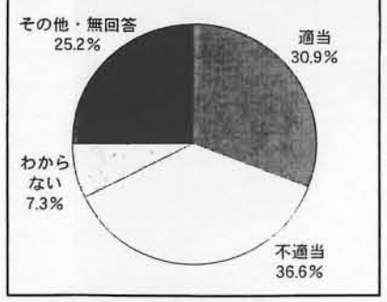


【グラフ⑥】就学時期の弾力化

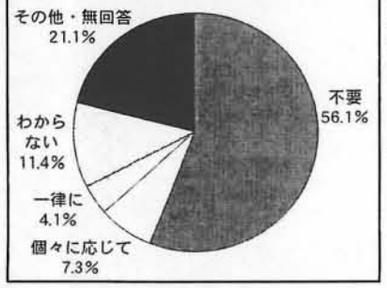


【グラフ⑦】投資目標の明示

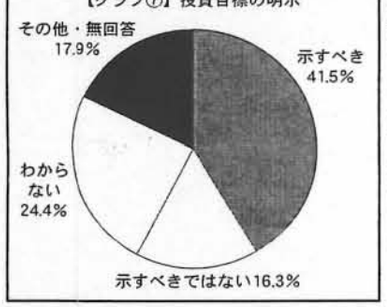


## 義務教育費

### 6割「国庫負担維持を」

### 2割強は改革に前向き

中間報告は、教育振興基本計画策定の関連で、義務教育費国庫負担制度に触れた。制度の根幹は維持しつつ、国の責任、地方分権などを考慮し、同制度の在り方を検討する必要があると提言した。

文部科学省は、「制度の根幹は維持する」としているが、政府内には、改革を求める声が強い。国の財政状況を改善すること、地方の自主性を拡大することなどが狙い だ。

本アンケートでは、回答者総数の約五七％が国庫負担制度の維持を求めていることが分かった＝グラフ⑧参照。

同制度の見直し問題では、「見直し不要」「段階的に一般財源化を進めるべき」「わからない」「その他」の選択肢から選んでもらった。「その他」を選んだ回答者については、自由記述欄に考えを記してもらい、その趣旨を分類した。

その結果、義務教育費国庫負担制度の見直しは不要とする意見が四七・二％。「その他」の回答者で、「財源は国としつつ見直しを」とする意見を含めると、六割近くが、国が義務教育費を今後とも負担するべきと考えていた。

一方、段階的に国庫負担制度を廃止し、地方が自由に予算を組む一般財源から義務教育費をまかなうべきだとする意見は、八・九％だった。

「その他」の回答者で、財源が確保されれば国の役割は問わないとする意見を含めると、約二三％が改革に前向きの意見だった。

属性別では、区市町村教育長で全体の八一・八％が「見直し不要」としている。

同様に、「見直し不要」と回答したのは県教育長で二五・〇％、管理職五五・二％、教員四三・八％だった。

「一般財源化」を求める回答の割合が高かったのは、教員。教員全体の一八・八％を占めた。

県教育長で「一般財源化」を求める意見はゼロだったが、「財源は国としつつ見直しを」が二五・〇％、「財源が確保されれば国の役割は問わない」が四〇・〇％を占めた。

【グラフ⑧】義務教育費

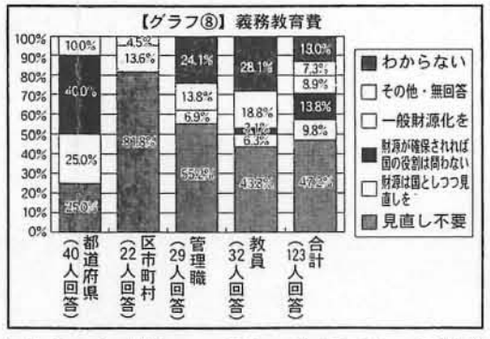


## 私はこう見る

### 実現できる目標を掲げよ

教育振興基本計画
橋爪大三郎・東京工業大学教授

政府が国民から負託を受けて税金を使う以上、どのような効果を挙げる予定か事前に宣言して、その政策のよしあしを国民に判断してもらうというスタンスは正しい。このような計画があってはじめて、国会での予算審議や決算といった議論が充実したものになる。

目標を掲げるなら、「必ず実行できる」「頑張れば実行できる」というものを掲げるべきだ。「やった方がいい」というものは、余力があれば、（国以外の）どの教育機関でもやる。

必ず実行すべき目標を掲げ、それさえ実現すれば社会は最低限機能するという目標に絞り組むべきだ。そして、不要な予算は使わない。そのような財源があれば（国以外の機関に）分けた方がいい。

法律で基本計画を定める場合に大切なのは、「だれがだれを監視するためのものか」だ。これは、国民が政府の行動を監視するためのものだ。「この五年間はこのような目標で教育行政を行うように」と政府に目標を与えて、その結果をチェックするという性格でなければならない。

目標を掲げる機関と、チェックする機関は別でなければならない。同じ機関がチェックすると、正確なデータが集まらない恐れがある。

目標として（過度に）具体的な項目を掲げると、「それさえ達成できればいい」というゆがみが起こる可能性がある。非常に本質的な項目に限るべきだ。普通は、ある項目を操作すると、付随的な効果を伴う。（全体として目標を達成するような）うまい指標を作ることが政策上の技術だ。

2003-1-②



# 三者三論

イラク攻撃に反対するデモへの参加者は世界中で1千万人を超えたと伝えられた。だが日本ではケタ違いに少ない。なぜか――。

## デモ！でも？デモ…

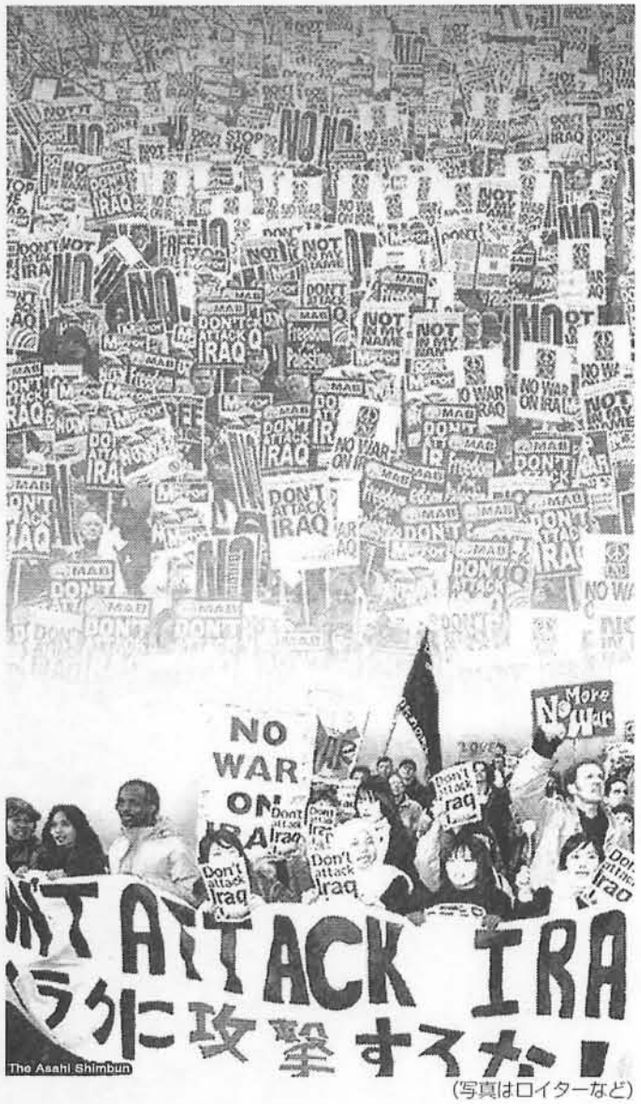

（写真はロイターなど）

## 冷戦終わり低調は必然

**橋爪　大三郎氏**　東工大教授（社会学）

――国内で反戦平和運動は勢いがないように見えますが、ご自身、60年代末には反体制的な学生運動に参加しておられましたね。

「ええ。当時は左派の議論にある程度説得力を感じていました。しかし70年代に、日本の知識人が描く『社会主義勝利』の図柄には根拠がないと考え、離れました」

――現状をどう見ていますか。

「反戦平和は、50～60年代には動員力を持っていました。が、それを支えた社会的背景はいまや消失している。デモが盛り上がらないのも当然です」

――社会的背景とは。

「最も重要なのは冷戦の存在です。核兵器を持つ二つの超大国が臨戦態勢にあり、日本人の中にも核ミサイルが飛来することへのリアルな恐怖感があった」

「国際的には『世界中の市民が団結すれば冷戦構造は崩れて平和になる』という共産主義の主張があり、国内には『米国に協力すると核戦争の巻き添えになるから中立を目指そう』という平和主義の主張があった。当時は、そうかもしれないと思えた。しかし冷戦の終結で、その反対だったことが明らかになった」

――冷戦の終結後、反戦運動はどのような挑戦を受けているのでしょう。

「『平和のための戦争』と言われた湾岸戦争が、国内の絶対平和主義に打撃を与えました。イラクに侵略され、クウェートは自力では主権を回復できなかった。手助けとして多国籍軍が編成されたが、日本では参加反対の議論が強かった。が、第2次世界大戦の連合軍は、日本に侵略された中国を手助けしたのです。もし連合軍の行為が正しかったと認めるなら、論理的にはクウェートを助ける多国籍軍も正しいと認めなければならない」

――「平和のための行動とは何か」についての社会合意が作りにくい？

「ええ。今回もフセイン大統領が侵略者であることは自明であり、米国はイラクの核使用を抑止しようとしていて、イラク攻撃には『核反対の戦争』の面もある。これらのことが、結集を妨げている。北朝鮮の核問題への対応で今後、米国に頼らざるをえない事情もある。総合すれば今、米国に反対する理由は薄い」

――しかし最近の世論調査では、イラク攻撃への反対が78％に上っています。

「北朝鮮の核問題をよく考えていないから、そうなる。安全保障の方法論を考えない反戦論は、考えていないがゆえに、重大事態が起きた場合にパニックに陥りやすく、反動で非合理的な思考にブレる危険が高い」

――なぜ欧米で大規模なデモが起きたのでしょう。

「米国民には自分たちが戦争に行くという切迫した事情がある。欧州には一般に米国への距離感があり、欧州連合で米国への対抗軸になろうとしている」

――反戦平和デモという行動に可能性はない？

「絶対平和主義を国際社会に広めていくという選択肢はあるだろう。しかし今回も国際的な反戦運動との連携は成功していない。絶対平和主義の意味を徹底して問う精神的土壌が日本にあるなら、もう芽が出ていたはずだ。新しい世界情勢に対応して、安全保障と平和構築のあり方を見直すべきだろう」

「その際、デモより大事なことがある。討論だ。デモが低調でも討論が交わされているなら、その方がよい。デモが討論のきっかけになるなら賛成できる」

（聞き手＝塩倉裕）

48年生まれ。東京大学大学院博士課程修了。「言語ゲームと社会理論」「橋爪大三郎コレクション」など著書多数。教育改革をめぐる提言や、文芸評論家・加藤典洋氏らとの討論本「天皇の戦争責任」で注目を集めるなど、幅広い分野での発言を続けている。

opinion ◎ news project

2003-1-③

opinion ◎ news project

# 対論 監視する社会

犯罪やテロ、感染症……現代に渦巻く不安への対応に追われる「監視社会」。誰もが安全と安心を求めるが、一方で日常生活の息苦しさも増す。自由との両立は可能なのか。

（司会・大塚 晶）

## 安心確保する手段必要 自由はもう万能でない

東京工業大学教授 橋爪 大三郎さん

はしづめ・だいさぶろう 48年生まれ。東京大学大学院社会学研究科博士課程修了。近著に「日本人は宗教と戦争をどう考えるか」（共著）、「その先の日本国へ！」。政治の定義の一つに「セキュリティーを守ること」を挙げ、公共性の再構築を説く。

## カメラ設置が不安生む 自由支える匿名性崩壊

富山大学教授 小倉 利丸さん

おぐら・としまる 51年生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程満期退学。編著に「世界のプライバシー権運動と監視社会」「エシュロン」など。市民団体「ネットワーク反監視プロジェクト」を主宰し、通信傍受法（盗聴法）への反対運動にも取り組む。

### リスク見極め妥協点を 橋爪氏

### 市民からの歯止め困難 小倉氏

——長崎の幼児殺害事件で監視カメラの存在が改めて注目されました。

小倉 長崎の事件と関係なく監視カメラが増えている。私が勤める大学の建物の屋上にもキャンパス全体が見渡せる大型カメラがついている。監視カメラは、学生や地域の人が犯罪を起こす可能性があると疑う視線の象徴だ。最近設置された国会の監視カメラも、政治家や請願などで訪れる市民への疑いの視線を象徴している。監視カメラに依存する形で安全を守ろうという考え方は間違いであり、賛成できない。

橋爪 犯罪がなく、監視カメラもないのが理想に決まっているが、現実の社会には様々な危険がある。人々の安心を確保する手段が必要だ。特に女性や老人に安心な社会とは、通常の警戒心を持ってさえいれば普通に生活が送れる社会だ。監視カメラはそのために必要な手段だろう。

小倉 不安は自然に生まれる感情ではない。長崎事件でも子供の性の問題など背景を直視せず、不安だけが流布された。不安感情はメディアや警察によって促され、安易に安心を得る手段として監視カメラを選ぶことになる。が、不安心理は監視カメラの設置によってますます刺激され、解決はされない。むしろ監視カメラをいったんなくしたらどうなるかという思考実験からスタートするなどして、カメラの要らない社会制度づくりを目指すべきだ。

橋爪 社会に広がる不安には十分根拠がある。不安がまずあり、監視カメラが求められるという順番だ。

この不安は国家権力に対する不安ではない。自分の隣人の行動が、自分には予測不可能であるということ。それが今日の不安の内実だ。昔から都市は個人を自由にするといわれる。コンビニやインターネットなど、人々が個人的世界を構築するための装置が増えた現代は、個人化が極点に達し、妄想やストーカーのような犯罪を生んでいる。これを防ぐ方法がなければ自分の安全は守れないという感覚が、今の不安の中身だろう。

古い日本家屋には個室が少なかった。屋内で犯罪が起きそうになれば第三者が踏み込めた。カメラはなくても人間が相互に監視した。個人に自由はないが、代わりに安全があった。こうした古い共同体的相互監視に代わるシステムとして、いま監視カメラが求められている。それは人々が自由になり個人化したことと裏腹な関係にある。そういう背景抜きに監視カメラをなくしてみようというのは、順序として適切ではない。

小倉 私は逆に監視カメラこそが不安を生み出すと考える。カメラが設置されることにし、自分が監視される可能性もここまでにしてもらう。その先はリスクとして残っても仕方がない」。そういう落としどころをみんなで議論し、合意するしかない。

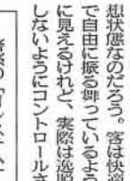

小倉 ディズニーランドのような場所が、監視社会の理想状態なのだろう。客は快適で自由に振る舞っているように見えるけれど、実際は逸脱しないようにコントロールされている。しかし、現実の社会はディズニーランドとは違って、利害の衝突があるのは当たり前だ。だからこそ守るに値するルールをつくる努力を怠ってはならない。

監視社会は一方的にルールを押しつける。人々の権利は一般に制限される方向に向かう。こうなると現実には監視カメラを設置する選択しか残されない。自由と安全の問題はうまい中間的な落としどころを決めることはできない。

橋爪 監視をなくすことを自己目的とするような議論は本末転倒だ。監視社会化の実態と、「監視はいけない。自由が大事だ」という原則との乖離が広がりすぎるのも、極めて好ましくない。

逆説的な言い方になるが、自由についての古典的な考え方、つまり個人の領域に国家は一切踏み込んではならないし、信書の自由への侵害や電話の盗聴は全くあってはならないというような考え方は、修正しなければならない時代になっている。監視技術のハイテク化も著しい。今の監視カメラの多くはデジタル録画なので複製・加工・検索がたやすい。顔の輪郭の特徴点をとらえた「顔データベース」を事前に作っておけば、撮影した顔と照合して誰がその場所を通ったか把握可能になる。IT社会全般を「監視社会」と表裏一体とする指摘もある。

■ ■ □ □

——監視社会化との関連で本格稼働した住基ネットへの懸念も指摘されています。

小倉 個人情報を統合的に扱えるので、個人のプライバシーが深刻な侵害を被る。電子政府というIT（情報技術）をもとにした統治システムの一部だという位置づけが必要だ。民主主義に基づく政治制度を根本から覆す新しい権力の仕組みになる危険がある。

問題は二つある。一つは、近代社会の自由を支えてきた匿名性の崩壊だ。役所は住民の個人情報を紙と鉛筆で処理できる範囲で集め、管理してきた。その処理速度は古代から20世紀までほぼ変化していない。ところがコンピューターによって、処理不可能だった大量の情報が処理できるようになった。今では遺伝子レベルで個人を識別し、統治する技術をもつことが可能だ。

第二は、情報処理の高度化は民主主義を脅かすだろうということ。人々が議論する速度が情報処理のスピードに追いつけなくなった。民主主義の手続きに必要な議論の時間が無駄に感じられるようになっている。政府は議論を軽視し、ITを駆使したアンケートや世論調査に依存する。住基ネットはこうした条件を準備するかも知れない。

橋爪 住基ネットは必然的に採用されるべき技術だった。個人に番号を与え個人情報を一元的に管理する技術は、効率化が要請される21世紀の行政サービスに不可欠。悪用への懸念はわかるが、対策はある。匿名性確保のため、個人に対する機械の識別能力を抑制することだ。集積した個人情報のうち、どの部分を使わないことにするかを決め、法的に規制すべきだ。

民主主義への影響は直接にはない。民主主義の本質は議論だ。コンピューターは単に情報処理をしているだけで、議論しているわけではない。公共の議論が情報を手足としてどう使うかという問題ではあっても、議論を機械が代替するという話ではない。

□ ■ ■ □

——「監視」への関心は、9・11テロ以降、世界的に高まっています。

小倉 9・11のテロリストたちは正規の手続きで入国し、飛行機に乗った。そうなると、テロリストを識別するために、合法に入国する人々全体を監視し、その人物の背景を把握する、いわゆるプロファイリングの技術を使うようになる。それは犯罪歴を調べるだけですむのか。米国には、イラク戦争に反対する者はテロへの加担者だという見方がある。思想・信条・政治活動の自由に含まれる部分が監視対象になりかねない。

橋爪 従来型の犯罪に対する監視のレベルでは不十分であり、より厳しい監視が必要だという方向に動いていくだろう。テロリストは一般社会に溶け込んでいる。テロを事前に抑止するには準備行為の段階で予防検索的に対処するしかない。実際のテロリストよりはるかに多くの人々の個人情報を集積する必要があり、テロリストでない人々の個人情報がデータベースの中に膨大に蓄積される。彼らも監視される憂うつと悪用される不安の状態に常時置かれることになる。これは許されるのか。また、その効果に見合うだけのコストといえるのか。こうした試みを米国などが始めたのは最近であり、今後、市民社会全体として議論し判断していくほかない。

なのだと思う。自由は万能ではなく条件付きのものになったのだ。監視がなければ自由はかえって危ういのだ、と。

そういう前提に立って初めて、個人の自由を一部侵害するような捜査の実態を明るみに出し、その適否を市民社会が議論することも可能になろう。監視をめぐるガイドラインを政府、警察と市民が共同でつくることもできるだろう。その方が結果として監視社会化の実態を市民がコントロールする能力を手に入れることができるのではないか。

小倉 そううまくはいかないと思う。市民が監視技術を規制できる枠組みがない。監視技術をどこまで法や法執行機関に委ねていいのかという議論も成熟していない。

例えば法律には警察の盗聴捜査のルールは書いてあるが、使用する装置や技術は規制されていない。法の及ばないところで技術が監視社会化を促す。市民の不安は解消されず、自由は狭められるから、社会制度への信頼は揺ぐ。必要なのは、カメラやコード番号で個人を監視するのでなく、高い信頼の得られる社会をつくることだ。

---

警察の「Nシステム」（道路上を走る車のナンバーを自動的に読みとる装置）や金融機関内の防犯カメラなど監視カメラは以前から存在するが、ここ数年は捜査当局と地域の商店街など官民双方による設置が拡大。01年の大阪教育大付属池田小児童殺傷事件を機に、学校への設置も増えてきた。

### 監視社会とは

監視技術のハイテク化も著しい。今の監視カメラの多くはデジタル録画なので複製・加工・検索がたやすい。顔の輪郭の特徴点をとらえた「顔データベース」を事前に作っておけば、撮影した顔と照合して誰がその場所を通ったか把握可能になる。IT社会全般を「監視社会」と表裏一体とする指摘もある。